

# 11 障害者雇用報告書 (雇用義務はないが雇用している事業者用)

身体障害者、知的障害者及び精神障害者の雇用状況を報告します。

令和 3年 12月 日

鹿児島市長殿

|   |      |
|---|------|
| 申請者の商号又は名称  |      |
| 事業の内容   | コード→ |
| 除外率   |      |
| (1) 常用雇用労働者の数                                       |      |
| ① 常用雇用労働者の数(短時間労働者を除く)                              |      |
| ② 短時間労働者の数  |      |
| ③ 常用雇用労働者の数(①+②×0.5)                                |      |
| ④ 法定雇用障害者の算定の基礎となる労働者の数                             |      |
| (2) 常用雇用身体障害者、知的障害者及び精神障害者の数                        |      |
| ⑤ 重度身体障害者の数   |      |
| ⑥ 重度身体障害者以外の身体障害者の数                                 |      |
| ⑦ 重度身体障害者である短時間労働者の数                                |      |
| ⑧ 重度身体障害者以外の身体障害者である短時間労働者の数                        |      |
| ⑨ 身体障害者の数<br>(⑤×2+⑥+⑦+⑧×0.5)                        |      |
| ⑩ 重度知的障害者の数   |      |
| ⑪ 重度知的障害者以外の知的障害者の数                                 |      |
| ⑫ 重度知的障害者である短時間労働者の数                                |      |
| ⑬ 重度知的障害者以外の知的障害者である短時間労働者の数                        |      |
| ⑭ 知的障害者の数<br>(⑩×2+⑪+⑫+⑬×0.5)                        |      |
| ⑮ 精神障害者の数   |      |
| ⑯ 精神障害者である短時間労働者の数                                  |      |
| ⑰ ⑮のうち、次のいずれかに該当する者の数(A+I)                          |      |
| ア平成30年6月2日以降に雇い入れられた者                               |      |
| イ平成30年6月2日より前に雇い入れられた者で、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者であること |      |
| ⑱ 精神障害者の数<br>(⑮+[(⑯-⑰)×0.5]+⑰)                      |      |
| (3) 計<br>⑨+⑭+⑱                                      |      |
| (4) 実雇用率<br>(3)/④×100                               |      |

\* 空欄を記入してA4の用紙で提出してください。

事業の内容のコードは、コード表を見て事業者の主な業種のコードを記入。

(1~37までに該当する業種がない場合は、38を記入。)

\* この報告書は、身体障害者及び知的障害者等の雇用をしている事業者において、法定雇用障害者が1人以上となる規模(43.5人以上)の事業者(障害者の雇用の促進等に関する法律第43条第7項、障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則第7条及び8条の規定に基づく「障害者雇用状況報告書」の提出が必要)でない事業者において身体障害者及び知的障害者等の雇用をしている場合に提出してください。

\* ⑤、⑥、⑩、⑪、⑮欄には、週の所定労働時間が30時間以上の常用雇用労働者の数を記入すること

\* 短時間労働者・・・週の所定労働時間が20時間以上30時間未満

記入例11 障害者雇用報告書 (雇用義務はないが雇用している事業者用)

身体障害者、知的障害者及び精神障害者の雇用状況を報告します。

令和 3年 12月 1日

右の表で該当する事業のコードを入力してください。

申請者の商号又は名称を  
入力してください。

申請者の商号又は名称  
株式会社 鹿兒島契約

事業の内容  
コード→ 38 その他  
常時雇用する従業員の数を  
入力してください。

|   |      |
|---|------|
| 除外率   | 0    |
| (1) 常用雇用労働者の数                                       |      |
| ① 常用雇用労働者の数(短時間労働者を除く)                              | 50   |
| ② 短時間労働者の数  | 5    |
| ③ 常用雇用労働者の数(①+②×0.5)                                | 52.5 |
| ④ 法定雇用障害者の算定の基礎となる労働者の数                             | 52.5 |
| (2) 常用雇用身体障害者、知的障害者及び精神障害者の数                        |      |
| ⑤ 重度身体障害者の数   | 0    |
| ⑥ 重度身体障害者以外の身体障害者の数                                 | 1    |
| ⑦ 重度身体障害者である短時間労働者の数                                | 0    |
| ⑧ 重度身体障害者以外の身体障害者である短時間労働者の数                        | 1    |
| ⑨ 身体障害者の数<br>(⑤×2+⑥+⑦+⑧×0.5)                        | 1.5  |
| ⑩ 重度知的障害者の数   | 0    |
| ⑪ 重度知的障害者以外の知的障害者の数                                 | 0    |
| ⑫ 重度知的障害者である短時間労働者の数                                | 0    |
| ⑬ 重度知的障害者以外の知的障害者である短時間労働者の数                        | 0    |
| ⑭ 知的障害者の数<br>(⑩×2+⑪+⑫+⑬×0.5)                        | 0.0  |
| ⑮ 精神障害者の数   | 0    |
| ⑯ 精神障害者である短時間労働者の数                                  | 0    |
| ⑰ ⑮のうち、次のいずれかに該当する者の数(A+I)                          | 0    |
| ア平成30年6月2日以降に雇い入れられた者                               | 0    |
| イ平成30年6月2日より前に雇い入れられた者で、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者であること | 0    |
| ⑱ 精神障害者の数<br>(⑮+{(⑯-⑰)×0.5}+⑰)                      | 0.0  |
| (3) 計<br>⑨+⑭+⑱                                      | 1.5  |
| (4) 実雇用率<br>(3)/④×100                               | 2.86 |

コード表

| コード | 事業名(事業の内容)                              | 除外率 |
|-----|---|-----|
| 1   | 林業(狩猟業を除く。)                             | 35  |
| 2   | 金属鉱業                                    | 40  |
| 3   | 石炭・亜炭鉱業                                 | 50  |
| 4   | 採石業、砂・砂利・玉石採取業                          | 10  |
| 5   | 窯業原料用鉱物鉱業(耐火物・陶磁器・ガラス・セメント原料用に限る。)      | 10  |
| 6   | その他の鉱業                                  | 10  |
| 7   | 建設業                                     | 20  |
| 8   | 有機化学工業製品製造業                             | 0   |
| 9   | 石油製品・石炭製品製造業                            | 0   |
| 10  | 鉄鋼業                                     | 20  |
| 11  | 非鉄金属製造業(非鉄金属第一次製錬・精製業を除く。)              | 5   |
| 12  | 非鉄金属第一次製錬・精製業                           | 15  |
| 13  | 輸送用機械器具製造業(船舶製造・修理業及び船用機関製造業を除く。)       | 0   |
| 14  | 船舶製造・修理業、船用機関製造業                        | 5   |
| 15  | 電気業                                     | 0   |
| 16  | 電気保安協会                                  | 0   |
| 17  | 鉄道業                                     | 30  |
| 18  | 道路旅客運送業                                 | 55  |
| 19  | 道路貨物運送業                                 | 20  |
| 20  | 水運業                                     | 10  |
| 21  | 航空運輸業                                   | 5   |
| 22  | 倉庫業                                     | 5   |
| 23  | 港湾運送業                                   | 25  |
| 24  | 貨物運送取扱業(集配利用運送業を除く。)                    | 15  |
| 25  | その他の運輸に附帯するサービス業(通関業、海運仲立業を除く。)         | 0   |
| 26  | 医療業                                     | 30  |
| 27  | 介護老人保健施設(日本標準産業分類、細分類番号8542に該当するものに限る。) | 30  |
| 28  | 児童福祉事業                                  | 40  |
| 29  | 小学校                                     | 55  |
| 30  | 高等教育機関                                  | 30  |
| 31  | 特別支援学校(専ら視覚障害者に対する教育を行う学校を除く。)          | 45  |
| 32  | 幼稚園                                     | 60  |
| 33  | 郵便業(信書便事業を含む。)                          | 20  |
| 34  | 国内電気通信業(電気通信回線設備を設置して行うものに限る。)          | 5   |
| 35  | 船員等による船舶運航等の事業                          | 80  |
| 36  | 警備業                                     | 25  |
| 37  | ビルメンテナンス業                               | 0   |
| 38  | その他                                     | 0   |

\* 空欄を記入してA4の用紙で提出してください。

事業の内容のコードは、コード表を見て事業者の主な業種のコードを記入。  
(1~37までに該当する業種がない場合は、38を記入。)

\* この報告書は、身体障害者及び知的障害者等の雇用をしている事業者において、法定雇用障害者が1人以上となる規模(43.5人以上)の事業者(障害者の雇用の促進等に関する法律第43条第7項、障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則第7条及び8条の規定に基づく「障害者雇用状況報告書」の提出が必要)でない事業者において身体障害者及び知的障害者等の雇用をしている場合に提出してください。

\* ⑤、⑥、⑩、⑪、⑮欄には、週の所定労働時間が30時間以上の常用雇用労働者の数を記入すること

\* 短時間労働者・・・週の所定労働時間が20時間以上30時間未満